県民の声を受けて (Web公開)

- ・平成30年10月16日、11月1日、11月16日及び12月3日に県Web「県民の声」コーナーで公表したもの(59件)
 ・下表のうち、「種別」及び「反映区分」欄は、県Webには非掲載
 ・複数の所属が対応したものは、整理番号欄に他所属の整理番号を()書きで記載
 ・整理番号欄に、AまたはBを記したもの(8件) Aは職員に関するもの(4件)及びBは県民の声を受けて実施した案件で、業務の改善等へ反映したもの(4件)

| 整理 番号 | 受付 年月日 | 受付 方法 | 種別 | 件名 | 概要 | 対応部局 | 対応課 | 対応内容 | 反映 区分 |
|----------|----------------|----------|------|------------------------|---|--------|------------|---|----------|
| 1 | 2018/ 10/10 | | 要望 | | 「三重県新地震・津波対策行動計画」の「第6章 選択・集中テーマ」のうち、「基本方針VII: 県民生活の再建復興への準備を進める」に「市町おける復興計画の事前準備を促していきます」という記述がありますが、促すのではなく、「復興計画を策定しなさい」と義務化しないといけません。私の住む自治体では、首長も議会も「事前復興計画」を策定するという認識がありません。以前、自治体の総合計画策定の審議委員に就任して、事前復興計画を策定するよう、総合計画に記述してもらいましたが、この地元の自治体はまったく実行しません。住民懇談会で、そのことを指摘しても、首長も議員も「事前復興計画」という言葉を知らないのです。私は、津波による浸水が想定される地域に住んでおり、自治会の避難計画なども検討していますが、避難の時間が限られており、高齢者の皆さんと話をすると、逃げられないとあきらめている方が多いです。私は、「それならば地震の前に逃げておく方法を考えよう、そのことも事前復興計画の項目である。」と話をしています。県から各市町に「事前復興計画を策定しなさい」と促すのではなく、指示をしてください。 | 防災対策部 | 防災企画・地域支援課 | ご意見をいただき、ありがとうございました。県では、「三重県新地震・津波対策行動計画」が平成30年3月で計画期間を終了したことから、平成30年4月から新たな行動計画「三重県防災・減災対策行動計画」を運用しています。この行動計画においては、「復旧・復興対策」の項を設け、「震災復興に関する市町への情報提供」として、被災地における復旧・復興事例、他地域における事前復興の取組事例等、復興に向けて必要となる情報について、市町との共有化を図ることとしています。例えば、平成30年11月には、本県と三重大学が共同で設置した「みえ防災・減災センター」が、「事前復興都市計画研修会」の開催を予定しており、県内市町の都市計画、防災担当職員に、広く参加を呼びかけています。また、津波からの避難については、県が提供した津波浸水のデータを活用して津波のハザードマップを作成するとともに、津波避難のためのガイドライン等を作成し、住民の皆さんに注意を呼びかけています。今後も、引き続き市町に対して、津波避難や復興にかかる情報を提供し、取組を働きかけていきます。 | 施の考す |
| 2 | 2018/ 9/10 | 電子メール | 提案意 | 危機管理について | 今回、大型の台風で被害に遭った方も多いと思いますが、私もその一人です。速やかな復旧のために、市の窓口で罹災証明を発行してもらおうと思いましたが、自治会長に押印してもらい再度市役所に手続きに来てくださいとのことでした。しかし、自治会長もよくわかっておらず、押印できないと言われました。このようなお粗末な危機管理対策や自治体、自治会の取り扱いでは屋根の無い、雨漏りする生活になってしまいます。被害状況も把握しない状態では、二次災害で漏電による火災や治安の不安を感じる方も多いと思います。三重県のリーダーとして県は市町に対して台風対策や地震の対策だけでなく、被災された方への速やかな罹災証明の発行や漏れの無いよう情報収集はしておくべきだと思います。 | 防災対策部 | 災害対策課 | 台風第21号で被害を受けられたことに対しましてお見舞い申し上げます。また、この度は貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。ご指摘のように、速やかな復旧のためには、円滑に罹災証明書が発行されることは、被災された方の生活再建の第1歩につながる重要なものであると認識しています。罹災証明書の発行は、災害対策基本法第90条の2に基づく市町村の固有事務であり、取扱方法についてはお住まいの地域の市町村が定めることとなっていますが、本県では内閣府のマニュアルをもとに、毎年県内市町を対象に、住家の被害認定調査と罹災証明事務に係る研修会を開催しているところです。今後も被災された方へ支援を速やかに実施できるよう、市町に対し必要な支援を行ってまいります。 | すに施てる |
| | | 電子メール | | 県政への提 言について | 西日本豪雨や相次ぐ台風の上陸、さらには北海道の地震など、人命に関わる災害が頻発している中、災害時の情報伝達手段の多重化は喫緊の課題となっています。ヤフ一防災速報アプリ内の「自治体からの緊急情報」を活用した防災情報の提供について前向きに検討して下さい。 | 防災対策部 | 災害対策課 | 三重県では、気象情報等の防災に関する情報を「防災みえ、 jp ホームページ」、登録制メール、ツイッター、LINEにより提供しています。また、市町における避難所の開設や避難指示・勧告等の情報は、「防災みえ、 jp ホームページ」、防災無線、緊急速報メール、テレビのデータ放送で提供されています。ご意見をいただきましたヤフー防災速報アプリの「自治体からの緊急情報」についても、防災情報を伝える方法の一つであると認識しており、今後、情報提供手段の多様化を検討する中での参考とさせていただきます。 | 施策参とる |
| | 2018/ 9/11 | 電話 | | 会議への出席者について | 三重県は現在人口減少の課題を抱えていることから、県政の課題について議論する会議に、多面的に地域特性を把握し、地域活性化に向けて具体的な意見が言える人を招へいしてください。 | 戦略企画部 | 企画課 | ご意見をいただきありがとうございます。人口減少の課題については、地方創生会議、同検証部会においても様々な分野の方からご意見をいただいているところですが、今後も多様な分野の方から総合的かつ専門的な見地からご意見をいただき県政運営に生かしていきたいと考えています。 | 施の考する |
| | 2018/ 9/3 | 電子メール | | 県政だより について | 以前の県政だよりは、市町の広報誌と同時に届いていたので、一度に届く情報量が多すぎて、どちらも読まないことが多かったです。2年ほど前から県の広報誌は新聞広告の中に入っているので、気づきやすく、表裏全部で1枚なので、ざっと目を通して自分に必要な情報がないかを見るのに程よく、毎回、読ませていただくようになりました。今回は特に「若者のチカラ」で紹介された企業の取り組みが、興味深かったです。 | 画 | | ご意見をいただきありがとうございます。県では、県民の皆さんに、県政をより身近に感じていただき、県の政策や考え方などをできるだけ分かりやすくお伝えするため、平成28年度から現在の様式に県政だよりを変更し、新聞折り込みで皆さんのお手元にお届けしています。また、「知事が行く!突撃取材!Part 2」のコーナーでは、今年は "三重を舞台に頑張っている若者" への取材を通して三重の魅力をお伝えしています。このような応援のお言葉を頂戴いただけたことは大きな励みになります。今後も読みやすく分かりやすい紙面づくりに努めてまいりますので、引き続きご愛読くださいますようよろしくお願いいたします。 | すに施てる |
| 6 | 2018/ 10/9 | 電子メール | 提案意見 | 県政だより の配か方法 について | 以前、県政だよりは市の広報紙に折り込まれていましたが、いつのまにか無くなり、ラジオ放送で「新聞折り込みになったので、届かない人は置いてある所で入手してください。」というのを聞きました。新聞をとっていないと、県政だよりをどこかへ取りにいかなければなりません。新聞をとっていない人も結構います。県は新聞をとっていない世帯数を把握しているのでしょうか。また、置き取りの県政だよりの部数はどれほどあるのでしょうか。県政だよりが届く世帯と届かない世帯があってはならないと思います。県政だよりの全世帯配布を再開すべきです。 | 企 画 | 広聴広報課 | 市町の自治会経由で各戸に配布していました県政だよりについては、「自治会未加入世帯に届いていない」、「県内の地域により配布時期に2週間程度の差がある」などの課題があったことから、平成28年度からは、毎月第一日曜日に新聞に折り込んで配布しています。新聞折り込みにより配布している部数は、平成30年10月時点で約56万2千部であり、この部数は県内世帯数のおよそ8割に相当しています。新聞折り込みでの県政だよりをご覧いただけない方々には、県政だよりを県や市町の公共施設やスーパー、コンビニ、郵便局、金融機関などの県民の皆さんに身近な場所に、毎月1日に配置しています。配置箇所数は約2,500カ所、配置部数は約4万5千部となっています。あわせて、県主催のイベントにおいて来場された方々に配布するなど、より多くの皆さんに県政だよりをご覧いただけるように努力しています。こうした県政だよりの配布については、お聞きいただいたラジオのほか、テレビや県政だよりでも毎月周知させていただいています。今後とも、さまざまな機会を活用して、県民の皆さんに県政だよりを手に取っていただけるよう努めてまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いします。 | 難で |

| 整理番号 | 受付 年月日 | 受付方法 | 種別 | 件名 | 概要 | 対応部局 | 対応課 | 対応内容 | 反映 区分 |
|------|---------------|-------|----|----------------------|--|------|-----|--|----------|
| 1 7 | 2018/ | 電子メール | | 職員の処分について | 県職員の懲戒処分を知りましたが、不起訴処分でも一人は停職6月と降格の処分、もう一人は停職1月で辞職とありました。どのようなことで処分に違いが出るのでしょうか。停職6月と停職1月とでは、大きく違うように思います。でも、やはり降格処分はすべきだと思います。 | 務 | 人事課 | この度は、職員の行為により、県政に対する県民の皆様の信頼を著しく損ないましたことについて、深くお詫び申し上げます。今回の処分につきましては、本県において定める「懲戒処分の指針」に基づき、行為の動機、態様及び結果の程度等に加え、他県における処分例を勘案して個別具体的に検討して決定しましたが、「懲戒処分の指針」において、「傷害」については「停職」または「減給」となっており、相手方に傷害を負わせていない「暴行」については、「減給」又は「戒告」を基本とすることとなっています。「停職6月」とした事案は「傷害」事案であり、課長級職員の行為であることなどの要素を踏まえて、「停職6月」としました。一方で、「停職1月」とした事案は、相手方にけがを負わせるに至らない「暴行」事案であり、指針では「減給」又は「戒告」を基本とすることとなっていますが、その職責が特に高い「次長級」職員であり、税務行政や県政への信用失墜の度合いが著しく大きいことから、「減給」にとどめておくことは適切ではないと判断し、「減給」よりも重い「停職1月」の処分としたものです。今回頂戴しましたご意見を真摯に受け止め、県政への信頼を取り戻すべく、様々な機会を捉えて職員への指導を徹底し、再発防止に取り組んでまいります。 | すに施てる |
| 8 | 2018/ 9/4 | 電子メール | | 職員の懲戒 処分につい て | 杜撰な事務処理をしていた職員が停職処分とは納得ができません。なぜ解雇じゃなくて停職なのか説明してください。民間企業なら解雇です。こんなあまい処分では不祥事はなくなりません。 | 総務部 | 人事課 | この度は、職員の行為により、関係者の皆様に多大なるご迷惑をおかけするとともに、県民の皆様の信頼を著しく損ないましたことについて、深くお詫び申し上げます。今回の処分につきましては、国の指針を参考にして本県において定めた「懲戒処分の指針」に基づき、行為の動機、態様及び結果の程度等に加え、他県における処分例も比較して個別具体的に検討して決定しました。今後、県政への信頼を取り戻すべく、様々な機会を捉えて職員への指導を徹底し、再発防止に取り組んでまいります。 | すに施てる |
| 9 | 2018/ 9/4 | 電子メール | | 職員の処分について | 不祥事を起こした職員について、停職、減給等の処分がされましたが、懲戒免職が妥当ではないでしょうか。今回の処分について民間なら理解できますが、公務員である以上、民間より厳しい対応をしなければ納税者は納得できないと思います。個人情報が記載されている文書を紛失とありますが、個人情報が漏れている可能性については調査はしているのでしょうか。また、パソコンについては窃盗と同じことではないでしょうか。 | 総務部 | 人事課 | この度は、職員の行為により、多くの関係者の皆様に多大なるご迷惑をおかけするとともに、県民の皆様の信頼を著しく損ないましたことについて、深くお詫び申し上げます。今回の処分につきましては、本県において定める「懲戒処分の指針」に基づき、行為の動機、態様及び結果の程度等に加え、他県における処分例も比較して個別具体的に検討して決定しました。今後、県政への信頼を取り戻すべく、様々な機会を捉えて職員への指導を徹底し、再発防止に取り組んでまいります。なお、本事案につきましては、文書の紛失はあるものの、個人情報流出の事実については確認されていません。また、所属長に無断でパソコンを自宅に持ち帰ったまま放置した行為については極めて不適切であり、懲戒処分の理由の一つとしました。一方で、「窃盗」については、職員はあくまで業務の遅れを取り戻すためにパソコンを持ち帰り、使用していたものであり、不正に使用していた形跡は確認できなかったことから、直ちに「窃盗罪」にはあたらないと判断しました。どうかご理解いただきますようお願いいたします。 | すに施てる |
| | | メール | 見 | τ | 先日、県職員が8年前から仕事を放っておいて処分されたニュースを知りました。三重県では、 仕事を放棄しても職員はやめさせられないのでしょうか。この職員が仕事を放棄したことで、県民 に影響はなかったということでしょうか。また、監督していなかった上司に責任があると考えます が、上司も減給処分とすべきではないでしょうか。処分が軽すぎます。このままでは同じことが繰 り返されると思います。一般的に8年間も仕事を放っておいて、気づかないなんてありえないで す。この原因は何でしょうか。どう改善するのですか。不祥事があると「チェック体制の強化と研 修をします。」というのが三重県の常套句ですが、直らないです。処分を厳しくすべきです。最 近、三重県職員の不祥事が多いです。知事も組織の長として、県民に見える形で責任をとってくだ さい。 | 務 | 人事課 | この度は、職員の行為により、関係者の皆様に多大なるご迷惑をおかけするとともに、県民の皆様の信頼を著しく損ないましたことについて、深くお詫び申し上げます。今回の処分につきましては、国の指針を参考にして本県において定めた「懲戒処分の指針」に基づき、行為の動機、態様及び結果の程度等に加え、他県における処分例も勘案して個別具体的に検討し、職員本人を停職4月とするとともに、上司による事業の進捗管理や予算執行のチェックなどが極めて不十分であったことから、その責任を問い、当時の所属長や班長等に対して知事から厳重注意の処分を行ったところです。また、今回の事案については、「職員のコンプライアンス意識の欠如」に加え、「不適切な会計処理や文書管理が行われ、それらを見逃してしまったこと」に問題があったと考えています。そのため、8月から9月にかけて、全ての所属長等を対象とした「コンプライアンス研修」を本庁及び地域庁舎において実施したほか、経理担当部署だけでなく、事業担当部署の班長・課長も対象に、会計制度の基本的事項を学ぶ会計事務適正化研修や、全所属の文書担当者等を対象に、公文書管理規程に基づく適正な処理を周知徹底するための研修を実施するなど、職員のコンプライアンス意識の向上や再発防止に取り組んでいるところです。加えて、不祥事等が発生するなど、職員のコンプライアンス意識の向上で再発防止に向けて改善案を検討するための「コンプライアンス推進会議」を庁内で立ち上げるとともに、外部の有識者等の方々からの意見・提案もいただき、再発防止に向けた改善策を県として年度内に取りまとめ、実施していきます。今回頂戴しましたご意見幸に受け止め、県政への信頼を取り戻すべく、様々な機会を捉えて職員への指導を徹底し、再発防止に取り組んでまいります。 | |
| 11 | 2018/ 9/12 | 電子メール | | 三重県庁の 不祥事につ いて | 最近の三重県庁はあまりに不祥事が多すぎませんか。もはや自浄作用が働かない組織となっていると思いますので、コンプライアンス課等、コンプライアンスを専門的に取り扱う部署を創設してはいかがでしょうか。正直今の三重県庁には不信感しかありません。 | 務 | 人事課 | 度重なる職員の不祥事や不適切な事務処理により、関係者の皆様に多大なるご迷惑をおかけするとともに、県民の皆様の信頼を著しく損ないましたことについて、深くお詫び申し上げます。このような事態を重く受け止め、組織として速やかに信頼回復に取り組むため、職員のコンプライアンスの徹底に向けて、8月から9月にかけて、全ての所属長等を対象とした「コンプライアンス研修」を本庁及び地域庁舎において実施しました。現状を共有したうえで、「不祥事を起こさない風土づくり」や「不適切な事務処理防止」をテーマに参加者による話し合いを実施したところであり、その結果を全庁的に共有することにより、全職員のコンプライアンス意識の向上につなげていきたいと考えています。また、ご指摘のコンプライアンスを取り扱う部署につきましては、不祥事等が発生する原因を組織全体として分析し、再発防止に向けて取組の改善案を検討するための「コンプライアンス推進会議」を庁内で立ち上げるとともに、外部の有識者等の方々からの意見・提案もいただき、再発防止に向けた改善策を県として年度内に取りまとめ、実施していきます。今後、県政への信頼を取り戻すべく、様々な機会を捉えて職員への指導を徹底し、コンプライアンスの徹底及び再発防止に取り組んでまいります。 | すに施てる |

| 整理番号 | 受付 年月日 | 受付方法 | 種別 | 件名 | 概要 | 対応部局 | 対応課 | 対応内容 | 反映 区分 |
|--------------------|---------------|-------|------|---------------------|--|-------|-------|---|--------------|
| 12 (A) (13) | 2018/ | 電子メール | | 県庁舎での 喫煙につい て | 法律が改正され、役所は敷地内禁煙になったと思いますが、いまだに県庁や津庁舎の敷地内でたばこを吸っている人がいます。喫煙場所が通路脇にあり、近くを通ると非常に臭く、受動喫煙に繋がります。法律を遵守し、早急に建物内だけでなく敷地内禁煙を進めてください。また、名札や服装から明らかに職員と思われる人が勤務時間中にたばこを吸っています。他県では、勤務時間中の職員の喫煙について処分を行ったというニュースを見たことがあります。三重県でも同様にする必要があると思います。 | 総務部 | 人事課 | ご意見をいただきありがとうございます。職員は勤務時間中において、みだりに長時間席を外すことは慎まなければならず、職員が喫煙のため自席を離れる場合は、業務に影響を与えないよう短時間で済ませるなど職員の自覚が必要であると考えています。勤務時間中の喫煙については、かねてから会議の場で職員に対して指導・徹底しているところですが、今回いただきましたご指摘を踏まえ、改めて職員に指導・徹底を行い、県民の皆様からの信頼を損なうことのないよう服務規律の確保に努めてまいります。 | 施の考す |
| 13 (12) | 2018/ 10/9 | 電子メール | | 県庁舎での 喫煙につい て | 法律が改正され、役所は敷地内禁煙になったと思いますが、いまだに県庁や津庁舎の敷地内でたばこを吸っている人がいます。喫煙場所が通路脇にあり、近くを通ると非常に臭く、受動喫煙に繋がります。法律を遵守し、早急に建物内だけでなく敷地内禁煙を進めてください。また、名札や服装から明らかに職員と思われる人が勤務時間中にたばこを吸っています。他県では、勤務時間中の職員の喫煙について処分を行ったというニュースを見たことがあります。三重県でも同様にする必要があると思います。 | | 福利厚生課 | ご意見をいただきありがとうございます。本庁舎及び地域総合庁舎では、平成28年度から建物内禁煙を実施し、屋外の一部に喫煙スペースを設置したところです。この度、健康増進法の一部改正により、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等が定められました。地方公共団体の行政機関の庁舎(行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。)については、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、敷地内の喫煙場所を設置することができることとされています。本法律改正に伴う政省令等は、公布日(平成30年7月25日)から起算して1年6か月を超えない範囲内において整備され、法の施行期日及び屋外喫煙場所の設置に関する基準等が示される予定です。県といたしましては、当該基準等に沿って受動喫煙対策に関する検討を進めてまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。 | 施の考す |
| | 2018/ 9/7 | 電話 | | 県税事務所 について | 熊野庁舎にあった県税事務所がなくなり、今は尾鷲庁舎にある紀州県税事務所が熊野地域を担当しています。紀州県税事務所の職員が、週1回、2時間だけ熊野庁舎に来ています。職員がいない時は、熊野庁舎のロビーに設置された電話で税の相談などができるようなっていますが、電話の話し声が他の人に聞こえてしまいます。電話を使う人の個人情報の保護はどうなっているのですか。そもそも、職員はどうして2時間しかいないのですか。せっかく熊野まで来るのなら1日居るべきではないですか。また、なぜ熊野の県税事務所をなくしたのですか。尾鷲地域より人口も経済活動も盛んな熊野地域に残さなかった理由が知りたいです。 | 総務部 | 税務企画課 | 貴重なご意見ありがとうございます。県では、平成27年4月から紀州県税事務所紀南県税課(熊野庁舎)を紀州県税事務所(尾鷲庁舎)に統合するとともに、毎週木曜日13時から15時まで、熊野庁舎出張窓口を開設しています。紀州県税事務所紀南県税課は、紀南地域の納税事務及び窓口サービスを行っておりましたが、3名という少人数の職場であったため、複雑な案件への体制が十分ではありませんでした。限られた人員体制の中、納税者の皆様に的確で質の高い行政サービスを提供するため、体制を強化する必要があると判断し、紀南県税課を統合したものです。なお、紀南県税課は、平成4年に設置された紀州県税事務所の紀南分室にその端を発しており、統合にあたっては本所である紀州県税事務所(尾鷲)に集約しました。統合にあたっては、紀南地域の窓口サービスができる限り確保できるよう、熊野庁舎出張窓口を設置しましたが、限られた人員体制の中、熊野の出張窓口での窓口サービスを継続していくには、ご利用の多い時間帯に開設時間を限定せざるを得なかったものです。各種申請やご相談については、郵送やお電話等でも受け付けておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。なお、熊野庁舎の紀州県税事務所への直通専用電話は、熊野庁舎出張窓口が開設されない日にも県民の皆様に利用していただけるよう設置したものですが、ご指摘いただいたご意見を踏まえ、ロビーから出張窓口開設場所内に移設しました。 | 県のをけ実した |
| 15 | 2018/ 10/2 | 電子メール | | 喫煙場所に ついて | 県庁の西側フロアを訪れた際、執務室内でたばこのにおいがしました。建物外で吸ったたばこの 煙が窓から入ってきているようです。直接浴びてはいませんが、たばこのにおいがするということ は少なからず身体への影響があるのではないでしょうか。建物内禁煙の意味がないように感じま す。 | 総務部 | 管財課 | この度は来庁された際に、たばこのにおいで不快な思いをさせてしまい申しわけありません。本庁舎では、平成28年4月1日から建物内禁煙を実施し、屋外の一部に喫煙スペースを設置したところです。喫煙場所につきましては、県民の皆さまからのご意見等も踏まえ、極力、受動喫煙が避けられるよう場所の選定や排煙方法の改善等の対応をしてきておりますので、ご理解いただきますようお願いします。なお、風向き等によりまして、たばこのにおいが気になるようなことがございましたら、職員にお申し出いただければ、窓を閉める等の対応も可能かと存じますので、よろしくお願いします。引き続き、喫煙者、非喫煙者双方の皆様に少しでも快適に庁舎をご利用いただけるよう取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力いただきますようよろしくお願いします。 | 施 |
| 16 (26) (41) | 2018/ 9/4 | 電子メール | | 高齢者利用施設の法定点検について | 岐阜県の療養型病院での事故が話題になっていますが、三重県内の同様の施設の現況はどうなっているのでしょうか。耐震化不足の建物、冷暖房施設の法定点検、エレベーター等の法定点検、介護・看護職員の人数などの調査は、されているのでしょうか。異常気象・台風・地震・津波等による危険があります。それらの施設を点検のうえ指導・公表を希望します。 | 医療保健部 | 医務国保課 | 医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査で、病院の従業者数について、年1回、検査しています。その中で、病院の看護職員の数については、基準を満たしているかを検査し、基準を満たしていない場合は改善を行うよう指導しています。なお、建築物の耐震化、エレベーター等の保守点検、冷暖房施設の法定点検については、医療法では規定されておらず、立入検査の対象とはなっていません。 | すに施てる |
| 17 | 2018/ 9/25 | 電子メール | 提案意見 | 看護大学に ついて | 看護大学の屋上に草が生えていました。清掃業者はきちんと清掃していますか。清掃業者をきちんと指導監督していますか。 | 医療保健部 | 医務国保課 | 県立看護大学の施設管理に関して、ご意見をいただき、ありがとうございます。県立看護大学の施設や設備については、地方独立行政法人「公立大学法人三重県立看護大学」が管理しています。いただいたご意見について、公立大学法人三重県立看護大学の担当部局に通知し、適切な対応をいただくようお伝えさせていただきます。 | 県のをけ実し民声受て施た |

| 整理番号 | 受付 年月日 | 受付方法 | 種別 | 件名 | 概要 | 対応部局 | 対応引課 | 対応内容 | 反映 区分 |
|---------|----------------|-------|-------------|-------------------------|--|-------|---------|---|----------|
| 18 | 2018/ 10/2 | 電子メール | 提案意 | | M 個人でTNR、保護、啓発活動をしていますが、TNRだけに限らず県及び市における啓発活動がもっと県民に届くようにお願いします。また、県の一斉TNRでは、どうぶつ基金にお世話になっていますので、県民はそのお返しをしなくてはならないと思います。どうぶつ基金の紹介や県としてお世話になっていること、お返しとしてできることなどの周知が必要だと思います。 | 医療保健部 | 食品安全課 | ご意見をいただきありがとうございます。県では、平成26年度より公益財団法人どうぶつ基金様をはじめ、様々な方々のご協力を得て、飼い主のいない猫に対するTNR活動・地域猫活動の支援を行っております。当初伊賀地区から始まったこれら活動の支援ですが、昨年度は、動物愛護推進センター「あすまいる」を手術等の拠点として、県内の全保健所で支援を行うことができました。事業を県内全域に広げることができたことに対し、ご理解とご協力をいただいた関係者の皆様に深く感謝しています。TNR活動・地域猫活動の支援については、現在県のホームページでの広報を行うとともに、今年度報道等でもご紹介いただいたところです。また、ご相談に対しては、地域の実情に応じた対応を行っています。今後は皆様から県内各保健所にいただいたご意見等を踏まえ、地域での理解を深めることやその対応等について内容を充実するよう、動物愛護推進センター「あすまいる」や、県内各市町とも相談のうえ、一歩ずつ進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 | すに施てる |
| 19 | 2018/ 10/2 | 電子メール | 提 案 意 | 飼い主のい ない猫の活 動について | 県はなぜTNRはしても、地域猫活動へのシフトをしないのでしょうか。まずは、モデルとなる 地域をつくり、それを軸にTNRだけでなく地域猫活動もしていきませんか。そのためには地域住 民、ボランティア、行政の連携が必要です。現状としては、県はTNRだけして、やりっ放し状態 になっていると周囲のボランティア仲間と話をしています。11月に愛知県で地域猫セミナーが開 催されます。そろそろ三重県も地域猫活動を始めませんか。 | 医療保健部 | 食品安全課 | ご意見をいただきありがとうございます。県では、平成26年度より公益財団法人どうぶつ基金様をはじめ、様々な方々のご協力を得て、飼い主のいない猫に対するTNR活動・地域猫活動の支援を行っております。当初伊賀地区から始まったこれら活動の支援ですが、昨年度は、動物愛護推進センター「あすまいる」を手術等の拠点として、県内の全保健所で支援を行うことができました。事業を県内全域に広げることができたことに対し、ご理解とご協力をいただいた関係者の皆様に深く感謝しています。TNR活動・地域猫活動の支援については、現在県のホームページでの広報を行うとともに、今年度報道等でもご紹介いただいたところです。また、ご相談に対しては、地域の実情に応じた対応を行っています。今後は皆様から県内各保健所にいただいたご意見等を踏まえ、地域での理解を深めることやその対応等について内容を充実するよう、動物愛護推進センター「あすまいる」や、県内各市町とも相談のうえ、一歩ずつ進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 | すに施てる |
| 20 (59) | 2018/ 11/1 | 電子メール | 提案 | 上げ馬神事について | 上げ馬神事は動物虐待です。絶対に許されない虐待行為です。大勢の大人で弱い立場の動物を虐めて恥ずかしいと思わないのですか。同じ日本人として恥ずかしいです。この行事を知り、三重県には失望しかありません。今すぐに廃止して下さい。見ていられないです。絶対に許せません。三重県のこの行事は日本の恥です。 | 医療保健部 | 食品安全課 | ご意見をいただきありがとうございます。これまで三重県では、動物愛護管理の観点から、上げ馬神事において馬に対し不適切な取扱いがないよう、神事関係者に対し改善指導を行ってきました。今後も馬に対する適正な取扱いが行われるよう、必要に応じ改善を求めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いします。なお、神事は地域の祭礼として自主的に運営されておりますので、いただいたご意見については神事関係者にお伝えさせていただきます。 | すに施てる |
| 21 | 2018/ 11/9 | 葉書 | 要望 | いて | の感染症予防を行っています。少し気になることがありましたので、お尋ねします。県内の感染症情報を県民に向けて迅速に情報提供を行うことが、県の公衆衛生を担う機関の重要な役割であると思います。しかし、このところインフルエンザに関する情報が更新されておりません。1:県内定点医療機関からの患者届出数(2018年第10週:2018年3月13日)2:県内定点医療機関からの迅速診断キット報告(2018年第10週:2018年3月13日)3:三重県・全国の流行推移地図(2018年第10週)4:ウィルス分離・検出状況とワクチン株(2018年6月11日現在) 県内の最新のインフルエンザ流行状況を毎週把握出来るため、診療の際にも役立っています。インフルエンザの情報を毎週、迅速に更新するようにしてください。 | 医療保健部 | 保健環境研究所 | ご意見ありがとうございます。ご指摘いただいたページは現在更新を中止しております。皆様からいただいたご意見を参考に、より良い情報を発信できるようページを変更する際に、やむを得ずアドレスを変更することとなってしまいました。インフルエンザ情報は、「トップページ → 疾患別情報 → インフルエンザ」と進んでいただくことでご覧いただけます。今後もやむを得ずページ・アドレスを変更する必要が生じることも考えられますので、リンク、お気に入り・ブックマーク等はトップページでお願いいたします。今後とも三重県感染症情報センターの運営に、貴重なご意見をいただけますようお願いいたします。 | すに施てる |
| 22 | 2018/ 10/18 | | 提案意見 | おもいやり 駐車場につ いて | 発達障がいで多動性がある子どもが、車を降りるとすぐに走っていき、何度も車にひかれそうになりました。このため、おもいやり駐車場の利用申請をしましたが、今回は交付するが次回からは無理だと言われました。歩行困難でなければ申請してはいけないのでしょうか。もう少し発達障がいで多動性のある人のことを考えてほしいです。 | | 地域福祉課 | 「三重おもいやり駐車場利用証制度」にご意見をいただきありがとうございます。当制度は、障がい者や妊産婦、けが人などで歩行が困難な方の外出を支援するため、公共施設や商業施設などさまざまな施設に「おもいやり駐車場」を設置するとともに、必要な方に「おもいやり駐車場利用証」を交付する制度です。利用証を交付することにより、だれが駐車場を利用できるかを明らかにし、必要とする方が駐車しやすくなることをめざしています。利用証の交付は「歩行が困難な方」を対象として、身体障害者手帳の区分等を基準に、利用証を交付しています。発達障がいの方の場合には、「歩行が困難」で、療育手帳の障がいの程度欄「A」であることを一つの基準として交付していますが、「A」でない方でも、さまざまなご事情で、たとえば「車の乗降には見守りが必要」とか「安全確保のために建物の出入口に近いところでの乗降が必要」などの場合にも、駐車場の利用に配慮が必要で「歩行が困難」であると考えており、「おもいやり駐車場」を利用する必要があることも認識しています。その場合は、その必要性について、医師の証明書を提出いただくことにしているところですので、ご理解のほど、よろしくお願いします。 | 考とする |

| 整理番号 | 受付年月日 | 受付方法 | 種別 | 件名 | 概要 | 対応部局 | 対応 | 対応内容 | 反映 区分 |
|------|---------------|-------|-----|---|---|---------|-------|--|-----------|
| 23 | 2018/ 9/18 | 電子メール | | 子育て支援について | 私立幼稚園の無償化をお願いします。保育園に入れない待機児童は、三重県では聞いた事がありません。それより、結婚しない、子どもを産まない人が急増しています。小学生以下の子どもを持つ親の転勤を禁止にしないと離婚も増えていきます。夫婦が2人以上の子どもを産み育てていける施策をお願いします。子育てしている夫婦を支援する制度があれば、少子化は解決します。 | 子ども・福祉部 | | ご意見をいただきありがとうございます。県では、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」という計画に基づき、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざして、「子ども・思春期」「若者/結婚」「妊娠・出産」「子育て」のライフステージごとに「働き方」も含めた切れ目のない取組を進めています。その中で、県内の未婚の方を対象に、みえ出逢いサポートセンターを通じた出逢いの機会の提供など結婚支援に取り組んでいるほか、男性の育児参画や女性活躍の推進、ワークライフバランスの推進などの実現に向けて、企業への働きかけなども行っているところです。また、幼児教育・保育の無償化については、国が段階的に進めており、2019年10月には、3歳から5歳のすべての子どもを対象として実施することをめざしているところです。今後も、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき、引き続き「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」の実現に向けて、企業や地域とも連携を図りながら、取組を継続、強化していきます。 | 施の考す |
| 24 | | 電子メール | | パスポート申請について | 各地域のパスポート申請と交付の時間を、せめて平日18時30分まで対応する日を作ってください。毎日でなく、2週間に一回でもいいです。16時30分までという中途半端な時間は、サラリーマンや学生を無視しています。津だけは日曜日も交付されていますが、遠すぎるので利用できません。 | 環境生活部 | 生活総務課 | ご意見ありがとうございます。旅券の申請受付時間につきましては、旅券センター(アスト津)及び県内各旅券コーナーとも平日の午後4時30分までとさせていただいています。これは、その日受理した申請書に間違いがないか複数の職員で再度精査・点検作業を行ったあと、郵便局を通じて旅券センターへ送付していること、また申請内容の確認のため住民基本台帳ネットワークシステムを活用していますが、セキュリティ確保のため接続時間を統一的に設定しているためですので、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。なお、旅券の申請は代理の方でも可能ですが、旅券の交付については、必ずご本人が窓口にお越しいただく必要があり、平日や開設時間内に行くことができないとのご意見を踏まえ、平成19年から旅券センター(アスト津)のみ平日は午後6時30分まで、日曜日は午前9時から午後5時まで交付させていただいておりますのでご理解くださいますようお願いいたします。 | 反は難あ |
| 25 | 2018/ 8/27 | 電話 | 提案意 | 旧県立博物のNHののOHののOHののOHののOHののOOののOOののOOののOOののOOの | 旧県立博物館をNHKの移転先にするのはおかしいのではないですか。あんな狭い敷地にNHK放送局を建てられないと思います。津市に払い下げる等して市民の憩いの場にするべきではないですか。自分たちだけで決めず、公聴会を開くべきです。 | 環境生活部 | 振興課 | ご意見ありがとうございます。NHK津放送局が災害に対して安全で、災害発生時に情報が集まる災害対策本部(県庁)に近接して立地していることは、県民への迅速な情報提供という面で、県民の安全・安心に貢献するものであり、その必要性・公益性は高いと考えています。こうしたことから、三重県とNHK津放送局は、災害発生時に公共放送機関であるNHK津放送局の果たすべき役割の重要性と、同放送局の災害対応力強化の必要性を踏まえ、現在、丸之内養正町に位置するNHK津放送局の局舎を、津波による浸水の恐れが極めて低く、かつ、大規模災害発生時に防災機能の拠点となる県庁に近接する場所に位置している旧県立博物館跡地に移転することとしまた、移転先の旧県立博物館の敷地面積は約3,500平方メートルで、現在のNHKH、HH、HH、H、H、H、H、H、H、H、H、H、H、H、H、H、H、H | すに施てるで実しい |
| | 2018/ 9/4 | 電子メール | | 高齢者利用 施設の法定 点検につい て | 岐阜県の療養型病院での事故が話題になっていますが、三重県内の同様の施設の現況はどうなっているのでしょうか。耐震化不足の建物、冷暖房施設の法定点検、エレベーター等の法定点検、介護・看護職員の人数などの調査は、されているのでしょうか。異常気象・台風・地震・津波等による危険があります。それらの施設を点検のうえ指導・公表を希望します。 | | 球温暖化対 | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)において、業務用冷凍空調機器の管理者は、日常的に異常音や外観の損傷等の簡易な点検を行うとともに、大型の機器については、専門知識を有するものによるフロン類の漏えいの有無等の定期点検を行うよう定められています。これらの点検は、オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への漏えいを早期に発見し、対策を講じることを目的とするものです。県といたしましては、業務用冷凍空調機器の管理者に対し、点検の実施を含む管理者の義務について、説明会等で周知を図るとともに、立入検査において確認・指導を行っています。 | すに施てる |
| 27 | 2018/ 10/9 | 電子メール | | | 図書館利用者です。8月末から館内机上に「持ち込み図書者の机の使用禁止」の小さなノボリが置かれました。館内図書の活用という趣旨はよく分かりますが、実際の利用者のほとんどは新聞と雑誌の閲覧者です。図書の活用を言うなら新聞や雑誌こそ不要だと思います。また、館内の図書の利用促進であれば、館のスペースや図書そのものの設置の方法や書架そのものの存在を改善すべきが先決です。図書館自らが改善努力をせず、利用者の「排除」や「選別」をすべきではありません。恐らく、館内で学習したい学生や県民を閉め出したいのでしょうが、図書館で学習してはいけないのでしょうか。県民の生活実態と図書館とのつながりを考えての今回の実施なのでしょうか。ちなみに、市立図書館には90席ほどの「学習スペース」があり、たくさんの学生、老若男女の市民が利用しています。ノボリを設置するという、いかにも「役所的発想」を含めて、まず「企業努力」だと思います。 | 境 | 館 | 平素から三重県立図書館をご利用いただきありがとうございます。またこの度は、ご意見をいただきありがとうございます。当館では、図書館の本・新聞・雑誌など館内資料を利用し、調べものや読書をしていただくための席を準備しております。少しでも多くの本を閲覧室に配置するため、スペースも限られており学習利用のための机の増設は難しい状況あり、これまでも閲覧室入口、各机に「持ち込み資料のみでの自習禁止」についての注意書きを掲示し、いわゆる「自習」の方には、当館が入る生涯学習棟3階にある「学習コーナー」をご案内しております。さらに周知を図るため、各机にのぼり「こちらは図書館の本を利用いただく席です」を設置したところです。ここでは、館内資料を総称して「本」という表現を用いています。限られたスペースの中、利用者の皆様に満足頂くための措置であることをご理解ください。今後とも三重県立図書館をよろしくお願いいたします。 | すに施てる |

| | 受付 年月日 | | 種別 | 件名 | 概要 | 対応部局 | 対応課 | 対応内容 | 反映 区分 |
|-----------|----------------|-------|----|------------------------------|--|-------|--------------------|---|------------------|
| 28 | 2018/ 9/18 | 電子メール | | クラウド ファンディ ングについ て | 「こんなにあるんだ みえの鉄道展」のクラウドファンディングによるイベント内容の充実は、 具体的にどのような内容が追加されるのですか。目標額10万円分の具体的なイベント内容を教え てください。その内容は、クラウドファンディングをしてまで充実しなければいけないことなので しょうか。寄付の締切りから、イベントの開催日まで2週間しかありませんが、締切り日から準備 して間に合うのでしょうか。 | 地域連携部 | 課 | このたびは、「こんなにあるんだみえの鉄道展」のクラウドファンディングへのご意見をいただきありがとうございます。今回、クラウドファンディングによりいただいた資金は、ビンゴ大会での景品や体験コーナーの充実など、イベント全体を盛り上げるための活用を予定しております。なお、いただいた寄附金については、寄附募集の締切後においてもイベントに活用できるよう考慮した期間設定としております。また、クラウドファンディングは、特定のプロジェクトを実施するために、主としてインターネットを通じて不特定多数の人から資金調達する仕組みですが、クラウドファンディングの活用を通じて、三重県が取り組むプロジェクトを県内外の多くの方に知ってもらうことができると考えています。 | |
| 29 | 2018/ 10/12 | 電子メール | 見 | 関西本線 フォトコン テストにつ いて | 今年も関西本線フォトコンテストの募集が始まりましたが、いつも同じ人物が賞に選ばれ不公平に思っています。さらに、関西本線の利用促進を目指したフォトコンテストにも関わらず、撮影場所に行くために列車を利用しているかに関係なく選考されます。関西本線の活性化や利用者促進に向け、乗って残す努力や意思も選考に反映すべきではないでしょうか。また、応募作品を返却しない姿勢に疑問を感じます。入選に至らなかった作品であれば返却をすれば良いと思います。 | 地域連携部 | 政 策 課 | ご意見をいただきありがとうございます。三重県が事務局を務める「関西本線整備・利用促進連盟」が実施いたしております「関西本線フォトコンテスト」について、審査は募集テーマに基づき、他の加盟自治体にも加わっていただいた上で、公平・公正に実施しております。応募作品につきましては返却できない旨を募集要項でお示しし、みなさまからの応募を募っていますので、何卒ご理解いただきますよう、お願いいたします。関西本線整備・利用促進連盟 事務局:三重県地域連携部交通政策課 電話:059-224-2805 FAX:059-224-2418 | |
| | 2018/ 9/21 | 提案箱 | 苦情 | 桑名庁舎の 駐車スペー スについて | 庁舎南側出入口付近に白線が引かれ、車が止めてありますが、車両一台分しか通行できず危険であり、廃止すべきです。 | 地域連携部 | 所地域調整防災室桑名地域防災総合事務 | 貴重なご意見をいただきありがとうございます。桑名庁舎は敷地が狭く、多くの皆様にご出席いただく会議等で駐車場が不足する場合があります。このため、ご指摘の庁舎南側出入口付近の一部も、現在駐車場として活用しておりますので、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。もちろん、庁舎内での通行の安全性を確保することは重要であると認識しています。このため桑名庁舎では、職員に対して、徐行運転等安全運転の周知徹底に努めているところです。来庁される皆様におかれましても、庁舎南側通用口ではなく、正門側である庁舎北側出入口をご利用くださいますようご協力をお願い申し上げます。 | は困難で |
| (A) | 3/ 21 | メール | 見 | | 以前、桑名庁舎に用事があり、男性職員に対応していただきましたが、知り合いでもないのに高圧的で、終始ため口でした。職員のマナーや言葉遣いが、一般社会とかけ離れていますが、三重県では指導されないのですか。県民の税金等で運営されていると思いますが、このような方に私たちの税金が支払われているのは、残念です。他にも何名か言葉遣いに苛立ちを覚えることがあります。若手だから、とかではなく年齢が上の方の影響も多分にあるように見受けられますので、もし改善される気持ちがあるなら、徹底した指導をしてください。 | 地域連携部 | 所地域調整防災室桑名地域防災総合事務 | この度は、職員の対応により、大変不快な思いをおかけしましたことをお詫びいたします。ご指摘いただきました内容につきましては、改めて庁内会議など様々な機会を捉えて注意喚起を行い、来庁者への適切な対応に努めてまいります。 | 県のをけ実し民声受て施た |
| | 10/10 | | 見 | について | 6階大会議室で集会があった際に、沢山の人が1台のエレベーターに詰め込まれて乗り、満員で通過もありました。こんな時のエレベーターなのに、なぜ1台しか動かさないのですか。節約も良いことですが、結局は時間もかかりロスが多いと思います。ボタンを押して待っていても、ドアが開くとすし詰めで乗れなくて困りました。2台動かしていただけないでしょうか。 | 地域連携部 | 調整防災室域防災総合 | 个便をおかけし申し訳めりませんでした。今後は、伝議主催者寺に弾力的な対応をしていることを周知徹底し、 会議室使用申請時等にエレベーターの稼働台数についても確認を行っていきます。また、省エネルギー・節電対 第1500円14874545255525525525525525525525525525525525 | に実 |
| (B) | 10/23 | | 見 | | 津庁舎の傘立ては、傘立ての 1 / 3 が放置されたままの傘で占められています。定期的に整理されているのであればよいですが、そうでなければ一度整理されることを望みます。放置傘に札を貼り、一定期間(2 週間程度)放置のままの状態ならば撤去する等の方法で整理をしてはどうでしょうか。 (職員にも連絡が必要と思います。) | 地域連携部 | | ご意見ありがとうございます。傘立てに放置されている傘につきましては、定期的に整理を行っていなかったため、今後は2週間を目途に巡回し整理を行うようにいたしました。整理後、放置された傘につきましては、津警察署に拾得物として届出を行い、警察の公告後、3ヶ月を経ても遺失者が判明しない場合は、津地域防災総合事務所において処分等をさせていただきます。また、津庁舎本館1階及び保健所棟1階の傘立て付近や守衛室前、6階大会議室前には、傘を捜している方がお問い合わせいただけるよう連絡先を示した貼り紙を行う予定です。津庁舎職員に対しては、各事務所を通し対応について周知させていただきます。いただきましたご意見を参考に庁舎管理業務に努めてまいりますので、何卒よろしくお願いいたします。 | の声 を受けて たな |
| 34 (B) | | 面談・ | 要望 | 伊勢庁舎の 思いやり駐 車場につい て | 伊勢庁舎本館南側にある「思いやり駐車場」は、支柱が多いうえ色も見にくく、車をぶつけそうになりました。また、区画の幅も狭く、車いす使用者の車の乗降には不便です。支柱に蛍光色のテープを巻いたり、区画幅を広くとるなどの整備予算を確保し、思いやりのある駐車場に改善してください。 | 地域連携部 | 地域活性化防災室南勢志摩地域活性化局 | れるよう支柱が多いタイプとなっており、構造上支柱を移動することはできませんが、ご意見を踏まえ、蛍光色のテープを巻き、支柱をわかりやすくする改善を行いました。また、「三重思いやり駐車場」には、幅3.5mの車いす使用者用駐車区画だけでなく、妊産婦、けが人等にご利用いただける幅3.5m未満の区画がございます。今回伊勢庁舎で駐車いただいた区画は幅3.5m未満の区画ですが、伊勢庁舎では幅3.5mの車いす使用者用駐車区画を本館南側に2区間、本館東側に1区画の計3区画整備しています。ご意見を踏まえ、ご利用していただきやすくするため、本館南側に、東側にも同駐車場がある旨の案内表示を増やする書をできていましたので、 | 実施 |

| 整理番号 | 受付 年月日 | 受付方法 | 種別 | 件名 | 概要 | 対応部局 | 対応 | 対応内容 | 反映 区分 |
|------|---------------|-------|------|-------------------------|---|-------|---------|---|----------------|
| | 2018/ 10/9 | 提案箱 | 苦情 | 駐車場につ いて | 駐車場がいっぱいで困ります。職員は外に車(マイカー)を置いて、公用車と利用者(県民)だけに利用を限るべきではないですか。 | 地域連携部 | 活性化防災室 | る場合は、事前に職員への乗り合わせ依頼、隣接する熊野保健所敷地への駐車場確保など、来庁者の駐車場確保対策を実施しております。今後もこのような対策を徹底していきますので、ご理解いただきますようお願いいた | すで に実 施し |
| 36 | 2018/ 9/18 | 電子メール | 提案意見 | 観光施設について | 三重県は、愛知県や岐阜県と違い障害者手帳で無料で出かけられる施設がほとんどありません。 三重県は良い所が沢山あるのに余り福祉には力を入れられていないのかなと思います。障がい者も 車椅子で出かけたいですが一般の人の様に出かけられません。もっともっと出かけられる様に対策 をしてほしいです。 | 雇用経済部 | 観光政策課 | このたびは、貴重なご意見ありがとうございました。三重県内の観光施設における障がい者向けの割引価格については、各観光施設が経営方針に基づき、価格設定をしているものです。三重県としては、県立の文化施設である、三重県立美術館、斎宮歴史博物館、三重県総合博物館の3施設で、身体障害者手帳をお持ちの方の観覧料を無料としております。三重県にお越しの際は、お立ち寄りいただければ幸いです。また、三重県では、障がい者や高齢者等が三重県観光を楽しめるように、バリアフリー観光を推進しています。バリアは、それぞれの方で異なりますので、お体の状況等をお伺いし、観光施設等のバリアフリーの対応状況を踏まえて、どのような観光が楽しめるか、相談・アドバイスを行っている伊勢志摩バリアフリーツアーセンターがあります。三重県への旅行を計画される場合は、一度、伊勢志摩バリアフリーツアーセンターにご相談なさってください。伊勢志摩バリアフリーツアーセンター 電話 0599-21-0550 相談は無料です。 | 施し てい る |
| | 2018/ 9/18 | 電子メール | 苦情 | 職員の服装について | 三重県では、作業服や防寒服などを職員に貸与していますが、職務とは関係のない私用の場での 着用は認められないと知りました。しかし、松阪建設事務所や下水道事務所の職員は、通勤時に作 業着を着用していますし、バイク通勤の職員も作業着で通勤しています。また、昼休みに松阪庁舎 南側の片側二車線の中央分離帯のある道路を横断歩道を渡らずに、作業着を着た職員が横断してい きました。このような事は、三重県では認めているのでしょうか。 | 県土整備部 | 県土整備総務課 | ご意見ありがとうございます。県では、職務遂行上必要となる作業服などの被服を職員に貸与しています。この被服は、貸与の対象となった業務に従事するときに着用することとなっており、貸与の目的以外に使用してはなりません。また、歩行者は、道路を横断しようとするときは、横断歩道がある場所の付近においては、その横断歩道によって道路を横断しなければならないとされています。被服の適正な着用や交通ルールの順守につきましては、かねてより注意を促しているところですが、ご指摘いただきました所属に対しては改めて指導を行いました。今後も引き続き注意喚起を行い、県民の皆様からの信頼を損なうことがないよう努めてまいります。 | を受 けて |
| 38 | 2018/ 8/31 | 電子メール | | 伊勢湾岸自 動車道の渋 滞について | 伊勢湾岸自動車道では、四日市を過ぎても渋滞が緩和されていません。また、東名阪自動車道でも2~3車線と統一されておらず、慢性的に渋滞が発生しています。用地買い上げが困難であるならば、新たにルートを模索するべきだと思います。特に新名神高速道路でも雨による交通規制が掛かる事も考えれば、第三のルートを考え推進するべきだと思います。こと、高速道路に関しては、東海3県で推進すべきだと考えます。 | 県土整備部 | 道路企画課 | 貴重なご意見ありがとうございます。東名阪自動車道の四日市周辺の渋滞につきましては、平成30年度の完成をめざして中日本高速道路株式会社により進められている東名阪自動車道と並行する新名神高速道路の新四日市JCT〜亀山西JCT(仮称)間の開通により解消される見込みです。高速道路の整備推進につきましては、愛知県や岐阜県とも連携し、国への要望活動等に取り組んでおり、三重県においても、引き続き、新名神高速道路の今年度中の一日も早い開通を国等に申し入れてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。 | すに施てる |
| 39 | 2018/ 10/1 | 電子メール | | 中勢バイパスの渋滞対策について | 中勢バイパスの朝夕の渋滞がひどいです。全線開通と4車線になればかなり解消されると予想されますが、何十年か先のことだと思われます。解消の一つの方法として、補助金を出すなどして通行量に余裕のある伊勢自動車道に通勤車両等を分散することを検討してほしいです。インフラ整備に期待できない以上、現状を真摯に受け止め、県として今出来る打開策を講じてほしいです。 | 県土整備部 | 道路企画課 | 貴重なご意見ありがとうございます。ご不便をおかけしており、申し訳ございません。中勢バイパスは、国道23号現道のバイパスとして、国土交通省が事業を推進しています。現在、全長約33.8kmのうち、28.1kmが開通しており、さらに平成30年度中に鈴鹿市御園町〜津市河芸町三行までの2.9kmが開通する予定です。渋滞対策としては、津市の南河路交差点周辺や半田東交差点〜久居相川交差点において交差点改良(部分4車線化)が完成し、引き続き、久居野村交差点において交差点改良(部分4車線化)に取り組んでいるところです。また、国・県・市町・県警等から成る渋滞対策協議会で、「所要時間マップ」を作成し、道路利用者に交通情報を提供する等により、交通の分散による渋滞緩和の取組を行っています。抜本的な渋滞対策として、早期の中勢バイパスの全線供用及び4車線化の整備推進を国へ働きかけていきますので、今後とも、三重県の道路行政に対するご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。 | は困 難で ある |
| 40 | 2018/ 9/27 | 電子メール | | | 昨年の台風21号(平成29年10月)を受け、市、県、国が対応策を検討委員会等で策定し、実行されていますが、この対策が終われば、昨年の台風21号のような浸水はなくなるのでしょうか。又それはどの時点で反映されるのでしょうか(5年後または10年後か。又はどの改修が終わった時点か。)。それとも解消できないものですか。 | 県土整備部 | 河川課 | ご意見ありがとうございます。昨年10月の台風第21号による出水で、甚大な被害を受けた勢田川、桧尻川等流域において、今後、同様な事象が発生した際に、被害を最小限にするため、伊勢市、国、県で「勢田川流域等浸水対策協議会」を平成30年1月に立ち上げ、浸水被害軽減のためのハード、ソフト対策として、短期計画、中長期計画から構成される「勢田川流域等浸水対策実行計画」を平成30年6月に策定しました。短期計画(5年程度)では、平成29年10月洪水(台風第21号)の規模に対して勢田川から溢水氾濫を防止(JR参宮線勢田川橋梁部付近と北新橋右岸下流における堤防嵩上げ)するとともに、桧尻川流域の床上浸水を軽減します。中長期計画(20~30年程度)では、平成29年10月洪水(台風第21号)の規模に対して勢田川・桧尻川流域の床上浸水を解消します。勢田川流域等浸水対策協議会の資料は、下記アドレスからご確認いただけます。http://www.pref.mie.lg.jp/KASEN/HP/p0004400013.htm なお、検証結果については、第3回勢田川流域等浸水対策協議会(平成30年6月19日)で報告がされています。第3回協議会資料の資料3をご覧ください。 | 施している |

| 整理番号 | 受付 年月日 | 受付方法 | 種別 | 件名 | 概要 | 対応部局 | 対応課 | 対応内容 | 反映 区分 |
|--------------------|----------------|-------|-----|------------------|---|-------|-------------|---|----------|
| 41 (16) (26) | 2018/ 9/4 | | | 高齢者利用施設の法定点検について | 岐阜県の療養型病院での事故が話題になっていますが、三重県内の同様の施設の現況はどうなっているのでしょうか。耐震化不足の建物、冷暖房施設の法定点検、エレベーター等の法定点検、介護・看護職員の人数などの調査は、されているのでしょうか。異常気象・台風・地震・津波等による危険があります。それらの施設を点検のうえ指導・公表を希望します。 | 県土整備部 | 建築開発課 | (耐震化不足の建物、エレベーター等の法定点検について) 一定の用途・規模の建築物やエレベーターは定期的に調査・検査を行い、建築基準法の指導権限を持つ行政庁に報告する義務があります。この報告がきちんと提出され、建築物やエレベーターが常に適正な状態となるよう各行政庁から指導を行っています。ご質問にあります病院については、一定規模(3階建て以上など)の建築物がこの報告の対象となっており、その耐震化状況についても報告書内に記載することとなっています。また、現行の耐震基準に改正された昭和56年以前に建設された大規模な病院(3階建て以上かつ延べ面積5千平方メートル以上)の耐震診断結果を各行政庁においてインターネット上で公表しておりますので、ご参照ください。下記の市の区域を除く県内の耐震診断結果(5病院中、2病院で耐震性あり) http://www.pref.mie.lg.jp/JUTAKU/HP/59870031056_00001.htm ※建築基準法の指導権限を持つ行政庁には、津市、四日市市、松阪市、桑名市、鈴鹿市がなっており、それ以外の市町の区域において県が事務を行っています。(担当部署)津市建築指導課 電話059-229-3187、四日市市建築指導課 電話059-354-8207、松阪市建築開発課 電話059-382-9048 | すに施てる |
| | 2018/ 9/4 | メール | 見 | 河川工事について | 三孤子川の工事の図面を見ました。この工事では、堤防を部分開削し、取水堰を改築するようですが、堤防機能が低下すると思います。仮締切堤設置基準(案)による検討は適切にされ、安全性が担保されているのでしょうか。担保されていないのであれば、なぜそのような内容での工事が発注されたのでしょうか。非出水期に工事をするため、洪水等の恐れも少ないと思われますが、被害が発生した場合、明らかに設計不備による人災となると思います。 | 県土整備部 | 進室 | 河川工事に関するご意見をいただき、ありがとうございます。三孤子川にて実施する今年度の工事では、現地調査の結果に基づき仮締切堤設置基準(案)に沿って計画しておりますが、現地の状況を精査のうえで必要に応じて対策を講じるなど安全確保に努めてまいります。 | すに施てる |
| | 10/ 0 | メール | 見 | ついて | 鈴鹿市伊船のバイパス工事では工事が完成しても通行できるまでに手続きや検査に時間がかかると聞きました。椿一宮の交差点工事では工期の前に完成しましたが、検査や手続きをせずに通行できる状況としていたのであれば、業者と監督職員の処分が必要ではないですか。道路工事は半分進めただけでは成果ではないので、早く完成させていただき、通行できるようにしてください。 | 県土整備部 | 建 | ご意見ありがとうございます。道路工事を行い通行できるようにするためには、三重県公共工事共通仕様書に 定められた手続き及び道路法に定められた手続きを行う必要があります。国道306号供用済工区の伊船バイパ ス工事同様、椿一宮交差点工事についてもこれらの手続きを行っています。伊船バイパスの残る未供用区間につ いては、今年度内の供用を目標に、現在工事を進めているところです。道路事業については、早期に完成させて 成果を出せるよう進めてまいりますので、県民の皆様におかれましては工事等へのご理解とご協力をお願いいた します。 | 今度に映たい |
| 44 | 2018/ 10/26 | 電子メール | 提案意 | 白子港緑地について | 孫を連れて白子港緑地へ行きました。猫が10匹ほどいて、猫好きらしき人達が猫と一緒にベンチに座っており、一番海に近いベンチしかあいていませんでした。また、駐車場の脇で、クーラーボックスからキャットフードと牛乳を大量に猫に与えている人がいました。立派な公園が多くの野良猫のせいで利用しにくくなるのは残念です。野良猫への餌やりについて、公園の適正使用と管理について、どのような見解なのでしょうか。 | 県土整備部 | | いるところですが、猫の餌を放置するなど、環境悪化につながるおそれのある行為はご遠慮いただくよう、緑地 | 今度に映たい |
| (B) | 2018/ 8/31 | | | | 御殿場海岸の砂の浸食を防ぐために、石が積まれているところがあります。そのコンクリートの端のところに、砂との段差が2メートルくらいできておりとても危険です。石が積まれている範囲が中途半端で、もう少し長くしないと駄目だと思います。早急に柵をするなど、きちんとした対策をしてほしいです。 | 県土整備部 | 津建設事務所事業推進室 | この度は、貴重なご意見をいただきありがとうございます。今回ご意見いただきました施設に対しては、現場確認を行い、転落防止のための柵を設置させていただきました。今後も引き続き、可能な限り利用者の視点に立った安全性の確保に努めていきたいと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。 | 県のをけ実し |
| 46 | 2018/ 9/12 | 電話 | | 議員定数について | 紀宝町の住民です。議員定数を45にしてください。このことをみんなに伝えてほしいです。 | 議会事務局 | 議会事務局 | このたびは県議会にご意見をいただき、ありがとうございます。いただきましたご意見は全議員に周知いたします。 | 施の考す |

| 整理番号 | 受付 年月日 | 受付方法 | 種別 | 件名 | 概要 | 対応部局 | 対応 | 対応内容 | 反映 区分 |
|------|----------------|-----------|------|-----------------------|---|-------|----------|--|----------|
| 47 | 2018/ 9/13 | 電話 | | 議員定数について | 議員定数削減の条例案を可決するようにしてほしいです。議員定数を45と決めたものを1度も実行せずに戻すのはおかしいです。県財政が赤字の中、議員を削減して福祉にお金を回すべきです。何もしていない議員もいるのではないですか。税金の無駄遣いはやめてほしいです。 | 議会事務局 | 議会事務局 | このたびは県議会にご意見をいただき、ありがとうございます。いただきましたご意見は全議員に周知いたします。 | 施の考する |
| 48 | 2018/ 9/18 | 電子メール | 提案意見 | 三重県議会議員給与削減について | 「三重県議会は、議員定数を51から45に減らす条例案について審議する本会議を開き、賛成23、反対24で否決した。」とニュースで知りました。「県民に迷惑をかける」などの反対した議員の意見を聞いていると、基本的には45人にする事には反対されていないように感じますので、45人でも県議会議員の仕事はできると考えられるのではないでしょうか。45人でできる仕事を51人でおこない、51人分の給与を税金で払う事の方が、県民に迷惑をかけるのではないでしょうか。45人分の給与を51人で分けるようにされてはどうでしょうか。実行あるのみです。頑張って下さい。 | 議会事務局 | 議会事務局 | このたびは県議会にご意見をいただき、ありがとうございます。いただきましたご意見は全議員に周知いたします。 | 施の考する |
| | 2018/ 9/26 | 電話 | 提案意見 | 議員定数について | 議員定数の削減をすれば、4年間で約5億も節約できるのに、なぜ人数を減らさないのですか。 節約したお金を使い、県民の税金をもっと下げるべきです。議員数を増やしたり、減らしたりする ことで、どれだけメリット、デメリットがあるのかきちんと報告するべきです。 | 議会事務局 | 議会事務局 | このたびは県議会にご意見をいただき、ありがとうございます。いただきましたご意見は全議員に周知いたします。 | 施の考す |
| | 2018/ 10/19 | 電 | 提案 | 議員定数に ついて | 最近、議員定数を増やすという決定が行われましたが、そもそも選挙区調査特別委員会を33回も開いたのに結論が出なかったことがおかしいです。そんな回数の委員会を開いたのに結論を出せないということは、地方自治法や議会基本条例等の法令の趣旨に反しています。三重県は議会基本条例を早くに制定し、議会改革先進県と言われていますが、今回の議員定数に関する議論を見ても、議会基本条例の中身が全然具体化されていません。第6条の2に、議員の定数及び選挙区いて「県民意思等が的確に反映されるよう不断の見直しを行う」と書いてあります。また、「公聴会等の積極的な活用」(第18条第1項)と書いてあるのに、選挙区調査特別委員会では開かれていません。パブリックコメントはされていますが、県民の声を聴く手段として十分ではないです。公聴会を県内3地域くらいで開けば、関心を持っていて意見を言いたい県民はたくさん来るだろうと思います。私は、県民の8割くらいは、議員定数増に反対だと認識しています。もっとと見います。もっとおり、また、三重県の財政が厳しくなっているのに、議員を増やすというのは考えられません。そういった、三重県の財政が厳しくなっているのに、議員を増やすというのは考えられません。そういった、三重県の財政が厳しくなっているのに、議員を増やすというのは考えられません。そういったとを事務局からも提言すべきでした。結論が出ないような事態がおきたのは、議会基本条例が計算にないからです。そのようなことがないよう議会基本条例を見直すべきです。また、今後の議員定数に関する議論においては、公聴会を開くなど県民の声を聴く機会をもっととけるべきです。議会や議会事務局は、もっと法令について理解し、コンプライアンスを徹底すべきです。 | 議会事務局 | 議会事務局 | このたびは県議会にご意見をいただき、ありがとうございます。いただきましたご意見は全議員に周知いたします。 | 施の考す策参とる |
| | 2018/ 10/30 | | 提案意見 | | がとても低い状況にあると考えています。そのような状況について、防災県土整備企業常任委員会 | 議会事務局 | 議会事務局 | このたびは県議会にご意見をいただき、ありがとうございます。いただきましたご意見は全議員に周知いたします。 | 施の考する |
| 52 | 2018/ 10/15 | 電子 メール | 提案意見 | 給与等に関 する勧告に ついて | 今回、給与と賞与の引き上げ勧告がなされました。その背景に民間との較差がありそれを是正するとのことですが、実感として県職員の方が総合的には民間よりも上回っていると思います。民間には無い地域手当など各種手当が支給されています。また、民間旅費との比較や有給休暇などの内容も考慮すべきです。給与と賞与だけを比較して「引き上げ勧告」したのなら財政厳しき折、県民の納得は到底得られないのではないでしょうか。 | 人事委員会 | 人事委員会事務局 | ご意見ありがとうございます。人事委員会の給与勧告は、地方公務員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に対応した適正な給与水準を確保するために実施しています。本年の民間給与の実態調査については、人事院と共同し、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内民間事業所のうち163事業所を対象に実施しました。その上で、職員においては行政職、民間においてはこれに相当する職種の者について、責任の度合、学歴及び年齢が対応すると認められる者同士の4月分の給与額を対比させ、精密に比較(ラスパイレス比較)を行い、地方公務員法に則り勧告を行っています。また、地方公務員に支給することが可能な手当は、地方自治法により定められており、条例に基づき支給しています。地域手当は、地域における民間の賃金水準を基礎とし、その地域における物価等を考慮して職員に支給する手当として平成18年度から支給しているところです。どうぞご理解いただきますようお願いいたします。今後も給与等に関する制度について絶えず調査・研究を行ってまいります。 | すに施てる |

| 整理番号 | 受付 年月日 | 受付 方法 | 種別 | 件名 | 概要 | 対応部局 | 対応課 | 対応内容 | 反映 区分 |
|-----------|----------------|-----------|----------|-------------------------------------|---|-------|-------------|---|---|
| 53 | 2018/ 10/16 | | 見 | 人事委会 事委・ 事委・ の提案の 見について | 先日行われた人事委員会勧告についての新聞記事を見ました。県職員給与と民間給与のたった400円、500円の差を埋めるのでしょうか。県の財政状況が厳しいなかで給与改定を行うことは県民の理解を得られないと思います。職種別民間給与実態調査についても県内すべての民間事業所を調査対象とするべきだと思います。また、正社員だけではなく、非正規労働者の給与を含めて県職員給与と比較するべきだと思います。不祥事なども多発しており、職員に責任感がなさすぎると思います。県民から税金を徴収している以上、県民が納得できるような仕事ぶりをお願いしたいです。 | 人事委員 | 人事委員会事務局 | ご意見ありがとうございます。人事委員会勧告制度及び民間事業所との給与比較については、地方公務員法に則り、精確に比較を行い、適切に対処しているところであり、本年の給与勧告についてはどうぞご理解いただきたく存じます。いただいたご意見については当委員会にて共有いたします。また、本県において不祥事が連続していることを受けて、本年の人事委員会報告において、「不祥事防止に向けた取組の徹底」について言及しました。各任命権者においては、県民からの信頼回復に向けて、職員に対して甘いと思われることがないような対応を行うことが重要と考えています。当委員会としては、各任命権者の今後の取組を注視するとともに、引き続きより良い人事管理について調査・研究を行っていきます。 | すに施てる |
| 54 | 2018/ 9/6 | 電子 メール | 見 | の維持管理 | テレビで名張高校柔道部が紹介されていましたが、名張高校武道場の畳の継ぎ接ぎがとても気になりました。テレビ放送で、畳の傷み加減が確認できるということは、かなり傷んでいるのではないかと思われます。三重県の強豪公立高校の施設があのような状態で大丈夫なのでしょうか。稽古に励んでいる生徒たちが、劣悪な施設環境で選手生命を絶たれるようなことがあってはならないと思います。予算が限られていて厳しい現状は分かりますが、未来ある生徒への安全配慮をどのように考えているのでしょうか。 | 教育委員会 | 学校経理・施設課 | 平素は三重県教育行政に多大なご協力を賜りありがとうございます。県立学校の体育等で使用する備品の修繕や更新は、基本的には予め各学校に配分した予算の範囲内で各学校において対応しています。また、修繕や更新が高額になり、配分された予算内で対応が難しいものについては、教育委員会事務局が全ての県立学校(75校)を対象として調査を行い、その中から、生徒の安全を第一にして、その緊急性や必要性を判断し、予算の範囲内で対応することとしています。名張高校の武道場は、柔道の試合場のスペースを3面設けています。そのうちの1面の畳については更新されていましたが、残りの2面については更新が未済で劣化が見られていたため、名張高校から更新の要望を受けていたところです。名張高校の現場の状況を確認したところ、劣化が認められますので、名張高校と協議しながら、対応を進めてまいりますので、ご理解たまわりますようお願い申し上げます。 | 今度に映たい |
| 55 (A) | 2018/ 9/12 | 電子メール | | 障がい者雇 用について | 三重県教育委員会の悪びれた様子のない会見は非常に不愉快でした。責任回避の発言は県民を馬鹿にしています。平成28年以前の調査をしない理由も県民を馬鹿にしています。徹底的に調査して原因を明らかにするべきです。 | 教育委員会 | 教職員課 | この度の県教育委員会の障がい者雇用率の算定誤りにつきまして、障がい者雇用を率先して行うべき行政機関として、このような不適切な事務処理を行ったことは、障がい者雇用の重要性の認識に欠けていたと言わざるをえず、障がいがある皆さまはもとより、県民の皆さまの信頼を大きく裏切る行為であり、大変重く受け止めるとともに、深くお詫び申し上げます。県教育委員会としては、平成19年度から平成28年度についても調査を実施し、今後の対応策も含め、先日その結果を公表したところです。今後、県民の皆さまの信頼回復に向けて、障がい者雇用の取組をより一層進めてまいります。 | 施の考す |
| | 2018/ 9/13 | 電子メール | 提案意見 | 教育委員会の障がい者雇用率について | 今回の捏造に対して、どのように責任を取るのでしょうか。今後気をつけますという回答はやめてください。 | 教育委員会 | 教職員課 | この度の県教育委員会の障がい者雇用率の算定誤りにつきまして、障がい者雇用を率先して行うべき行政機関として、このような不適切な事務処理を行ったことは、障がい者雇用の重要性の認識に欠けていたと言わざるをえず、障がいがある皆さまはもとより、県民の皆さまの信頼を大きく裏切る行為であり、大変重く受け止めるとともに、深くお詫び申し上げます。今後、県教育委員会として、県民の皆さまの信頼回復に向けて、障がい者雇用の取組をより一層進めてまいります。 | 施の考す |
| | 2018/ 10/4 | メール | 提案意見 | 県立高校の 教科書につ いて | 私は、検定教科書の出版社に勤務していますが、これまで、多くの先生方から意見聴取し、良書の提供に向け鋭意努力をしてきました。しかし、平成29年4月より、教科書を刊行する会社の社員であることを理由に、公立学校で先生方との面会許可が下りなくなり、先生方から貴重なご意見をいただく機会が失われました。そこで、隣県である愛知県等のように、行き過ぎた営業の確認された業者は一切出入禁止にするという厳しい条件のもと、テスト等期間外に限り直接面会を認める、という措置を検討いただくようお願いします。 | 教育委員会 | 高校教育課 | 三重県教育委員会では、平成28年度に明らかとなった、教科書発行者による教科書採択の公正性・透明性に 疑念を生じさせる不適切な行為の再発を確実に防止するために、平成29年3月31日付け通知文により、教科 書採択における公正確保の徹底について、各県立学校の教職員に周知徹底を図っています。なお、教職員は、事 前に校長の許可を得て、教科書発行者に教科書等についての意見を述べることができます。 | すに施てるで実しい |
| | 2018/ 8/13 | メール | | τ | 教育的意義は何ですか。伝統という言葉だけでは、納得できません。三重県ではLGBTについての研修会が教員や生徒へ多く行われていますが、そのような観点からの生徒への配慮は行われているのですか。体操参加を拒否することはできるのですか。それとも全員強制ですか。 | 教育委員会 | 育課 | 当該校長によると、ご指摘の体操については、当該校の校訓である質実剛健・文武両道を象徴するものとして、長年にわたり体育祭において実施してきたものであるということです。体育の授業でも採り入れられていて、授業では、体操服を着用しており、体育祭当日のみ上半身着衣無しで実施しています。なお、全員参加を強制しているわけではないということでした。県教育委員会としましては、当該校長に対し、教育効果もさることながら、生徒の人権という視点を大切にしながら教育活動を行うよう指導しました。 | すに施てる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 59 (20) | 2018/ 11/1 | 電子メール | 提案意 見 | 上げ馬神事について | 上げ馬神事は動物虐待です。絶対に許されない虐待行為です。大勢の大人で弱い立場の動物を虐めて恥ずかしいと思わないのですか。同じ日本人として恥ずかしいです。この行事を知り、三重県には失望しかありません。今すぐに廃止して下さい。見ていられないです。絶対に許せません。三重県のこの行事は日本の恥です。 | 教育委員会 | 課社会教育・文化財保護 | 上げ馬神事は、日本の古い社会組織や祭礼の様子を伝えている、民俗行事です。神事はあくまでも主催者、地元関係者の自主的な判断により実施されています。三重県では、引き続き主催者に対し、民俗的な観点から助言を行っていきます。 | すに施てる |